

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
1	地域子育て支援拠点事業	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	その他	民間事業者、NPO法人等	H11～20	地域の子育て支援の核(詳細は内容を参照)	未就学児	すべて	各区に1か所(サテライト設置区は2か所)ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行っています。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発も行っています。また、子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言なども実施しています。	有	○	○	○	○	○	公益財団法人等
2	親と子のつどいの広場事業	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	その他	NPO法人等	H11～20	交流の場の提供、相談及び情報の提供等	未就学児	すべて	主にNPO法人などの市民活動団体が運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行っています。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行っています。	有	○	○	○	○		
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場事業	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	その他	民間事業者	H元～10	予防	未就学児	すべて	子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供しています。	有	○					
4	子育て支援者事業	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	地域と行政の協働		H元～10	機運醸成	未就学児	すべて	保護者が子育ての不安を軽減。解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりしています。	有				○	○	地区センター、地域ケアプラザ等

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
5	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	こども青少年局子育て支援部子育て支援課	地域主体		H11~20	機運醸成	小学生以下	すべて	小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグ登録証」を提示すると、子育てを応援するサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを暖かく見守り、応援するまち」を推進しています。	有	○					
6	地域子育て支援事業(地域子育て支援センター事業)	こども未来局企画課	地域と行政の協働	社会福祉法人、公益財団法人、N P O 法人など	H11~20	予防	0歳から就学前	すべて	地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助等の実施	有		○	○	○	○	公益財団法人、学校法人等
7	地域子育て支援事業(ふれあい子育てサポートセンター事業)	こども未来局企画課	地域と行政の協働	社会福祉法人、特定非営利法人	H11~20	予防	生後4か月~小学6年生	すべて	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業の実施	有		○	○			
8	母子保健指導・相談事業	こども未来局こども保健福祉課	地域と行政の協働	民間事業者、N P O 法人など	H以前	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携	0歳~18歳	すべて	各区保健福祉センターにおける母子保健健康手帳の交付・相談の実施、両親学級等の開催による出産・育児支援、乳幼児家庭への新生児訪問及びこんこちは赤ちゃん訪問の実施、養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	有	○	○				
9	子ども・若者支援推進事業	こども未来局青少年支援室	地域と行政の協働	民間事業者	H11~20	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携	0歳~18歳	すべて	児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進	有			○			
10	ショートステイ事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H21~30	予防	0歳~18歳	困難	保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になったときに、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業。	有			○			
11	育児支援家庭訪問事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11~20	予防	0歳~18歳	困難	さまざまな理由で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る。	有	○	○		○	助産師	

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先						
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他	
12	要保護児童対策地域協議会運営事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11~20	予防	0歳~18歳	困難	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等を早期発見し、適切な支援を図るため、児童福祉法により規定された要保護児童対策地域協議会を設置運営する。保健・医療・福祉・教育・警察・弁護士等の関係機関により組織され、全体会議、実務担当者連絡会議、サポートチーム会議を開催し、連携した支援を行う。	有	○			○	○	○	警察署、保健所、児相、消防局、教育委員会、小中学校
13	こども青少年相談事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11~20	課題発見(認知)	4歳から概ね20歳まで	困難	4歳から概ね20歳までの子ども、青少年とその保護者を対象に、家族関係の悩みや発達や学習の遅れ、子どもの行動上の悩み等に対し、概ね月2回から月1回の頻度で公認心理師および臨床心理士資格取得者による心理面接を行っている。実施場所は、当課面接室。子どもと保護者それぞれに担当者が付き、1回につき50分程度の面接を実施。	無							
14	地域子育て支援拠点事業	こども育成部保育課	地域主体	NPO夢ひろばこどもの森、NPOキッズポケット、株)明日香	H21~30	機運醸成	0歳児から未就園児	すべて	【NPO夢ひろば】・・・賃貸集合住宅内、健康福祉センター内 【NPOキッズポケット】・・・商業施設内、健康福祉センター内 【株)明日香】・・・健康福祉センター内 【直営】健康福祉センター内	有	○	○					
15	ファミリー・サポート・センター	こども育成部保育課	地域主体	NPO ワーカーズコレクティブ・サポート	H11~20	機運醸成	3か月~6年生	すべて	「子育ての援助を受けたい人(よろしく会員)」と「子育ての援助を行いたい人(おまかせ会員)」の橋渡しをすることで、安心して子育てができる環境づくりを目指す。 ・保育園・幼稚園・小学校及び学童クラブ(以下、保育施設)の開始時間までは、または保育施設等の終了後の託児。 ・保育施設等への送迎 ・よろしく会員の病気や、冠婚葬祭、学校行事その他急用事の託児。	有		○					
16	地域子育て支援センター事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11~20	予防	未就学児	すべて	地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターを市内4か所に設置する。常勤の子育てアドバイザーを配置し、また保健師・助産師・栄養士等による講習や情報提供を行う。	有			○				

項番	事業名	所管部署	実施主体 （区分） 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見（認知）/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択（その他の場合記入）	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている（支援が必要な）家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
17	つどいの広場事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11～20	予防及び地域における機運醸成	未就学児	すべて	市内4か所の「つどいの広場」において、親子同士の交流や子育てアドバイザーによる相談・援助・情報提供等を実施する。また、地域において「つどいの広場」に準ずる活動をする団体に対し助成を行い、活動を支援する。	有		○	○	○		
18	子育てふれあいコーナー事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11～20	予防	未就学児	すべて	市内の子どもの家や児童館において、保育士と子育てボランティアによる情報提供や育児相談、親子同士の交流の場の提供を行う。	有	○					
19	ファミリー・サポート・センター事業	子ども青少年部子ども家庭課	地域と行政の協働		H11～20	予防及び地域における機運醸成	0歳から小学校6年	すべて	地域における互助組織「市ファミリー・サポート・センター」を運営する。手助けを希望する子育て家庭と、手助けを行うことができる地域住民のそれぞれの登録者による組織を構成し、アドバイザーの仲介のもと、相互で助け合う形の育児支援活動を行う。 （活動内容：保育所送迎、病児・病後児の預かり等）	有			○			
20	児童虐待防止対策事業		行政主体		H11～20	課題発見（認知）	20歳未満	困難	児童や保護者等からの相談を受け、専門的な助言・指導を行う。また児童相談所や警察機関、医師会、市内関係者及び行政関係者等からなる「市要保護児童対策地域協議会」及び「部会」を組織し、各々の専門性を活かして連携することにより、特に支援を必要とする家庭に対し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と指導・支援を行う。	有	○		○	○	県中央児童相談所等	

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
21	地域育児センター事業	こども育成部保育課	行政主体		H21~30	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する	乳児又は幼児	すべて	1. 内容 (1) 保護者と子どもの交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 2. 従事者 市職員(保育士) 3. 実施場所 保育園 ※その他公立保育園、民間保育園においても、園庭開放事業や育児相談事業等を行っている。							
22	家庭児童相談事業	こども育成部こども育成相談課	行政主体		H以前	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上	0歳~17歳	すべて	管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、 ・実情の把握 ・情報提供 ・相談・指導 ・関係機関等との連絡調整等の支援を一体的に提供する。 所定の資格を有する職員及び家庭児童相談員が上記の業務に従事。	有					○ 児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法・人権擁護関係、配偶者からの暴力関係等	
23	子育て支援センター事業	こども育成部子育て支援課	行政主体		H元~10	駅前等の4つの子育て支援センターが相互に連携を取りながら、子育て支援家庭に対する相談、情報提供を行い、地域の子育て環境の充実を図る	未就学	すべて	1 内容 ・子育てアドバイザーによる子育ての何でも相談 ・子育ての様々な情報提供 ・子育て中の保護者がくつろげるフリースペースの提供 ・子育てサークル活動や、子育てサロンの実施に関する相談・支援 2 従事者 委託事業者(子育てアドバイザー等) 3 実施場所 4か所の子育て支援センター ※子育て支援センター(1か所)では、利用者支援専門員を配置し、身近な場所で情報提供、相談・助言等を実施している。	有					○ 児童福祉関係機関等	

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
24	子育てアドバイザー事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11~20	機運醸成	未就学	すべて	核家族化などにより増加しつつある育児不安を抱えている保護者に対し、地域でできる子育て支援策として、子育て相談やアドバイスができる人材を育成・支援することを目的とし、厚木市内在住で、地域でボランティアとして活動したいと考えている者又は活動をしている者で、子育てアドバイザー講習会の受講を申し込んだ者に対し、子育て支援センター主催による講習会を年2回開催する。 講習会は1回あたり2日間の座学(子どもをとりまく環境、病気の発見と対処法、子どもとの遊び方、事故と応急対策、食事と栄養など)と、半日の保育所実習を行っている。	無						
25	子育て支援センター事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H元~10	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。	未就学	すべて	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロン： 年末年始及び祝日を除く9時から16時まで開催。保育士が常駐し、育児不安等の相談等を行う。 移動子育てサロン： 市内児童館等に保育士が月1回出向き、育児不安等の相談等を行う。(午前中。月30回程度開催) 子育て講座： 親子ふれあい遊び、ベビーマッサージ等を月5回程度開催 	無						
26	地域子育て支援拠点事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11~20	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。	未就学	すべて	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども(概ね3歳未満の児童及び保護者)が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。	有			○			
27	育児支援家庭訪問事業(スマイルサポート事業)	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11~20	育児のストレス等により、不安や孤独等を抱えている家庭等に対し、保育士の家庭訪問による育児等の相談・助言を実施する。	未就学	困難	本来、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、適宜、保育士の訪問による育児等の支援を実施し、家庭における安定した児童の養育を図っている。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
28	ファミリー・サポート・センター事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11~20	機運醸成	生後3箇月から小学6年生まで	ファミリー・サポート・センター登録会員	地域において、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が相互で育児援助を行う。 依頼会員は援助を受けたい場合はセンターに対し申込みを行う。センターは、援助の内容、日時等を確認し、申込内容に妥当な提供会員に連絡する。児童等を預かる援助は、原則として提供会員の家庭にて行う。依頼会員は提供会員に対し、市が定める報酬を支払う。	無						
29	子育て支援託児サービス事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21~30	行政と商業の複合施設の利用者を中心に気軽に施設を利用できるように子どもの一時預かり事業を実施することで、家族、夫婦やグループでゆっくりと施設を利用することができ、にぎわいあふれるまちづくり、併せて子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることを目的とする。	満1歳から小学3年生まで	複合施設利用者及び託児した児童等の体調急変等の緊急時に10分程度で託児場まで戻れる保護者	・従事者： 委託契約による保育士等 ・実施場所：複合施設内 託児室「わたぐも」 ・託児時間等： 休館日を除く、9時から18時まで。当該児童1人あたり連続4時間まで利用可(1時間未満の利用は1時間とみなす) ・利用料金： 当該児童1人につき、1時間あたり500円	有	○					
30	子育てリフレッシュ事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21~30	予防	未就学	すべて	・日々の育児や家事で忙しい子育て中の保護者に、子育てから離れ一息つける時間やリフレッシュできる場を提供し、保護者相互がコミュニケーションをとることで、育児ストレスや孤独感の解消を図り、良好な子育て環境の充実を推進することを目的とする。 ・無料託児付きの、食育・育児・教養等をテーマにした講座を年5回程度開催する。(1講座あたり3時間前後) ・託児対象は、満1歳以上の未就学児。(条件を満たしていれば託児未利用でも参加可) ・参加費のほかに、久保子どもの未来応援基金を活用する。	有	○					

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
31	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21~30	保育士等が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児不安に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言、要支援家庭に対する提供サービスの検討、及び関係機関との連携調整を行う。	健康づくり課が実施する新生児訪問を受けていない生後4箇月まで	すべて	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり課が実施する新生児訪問(生後2箇月までの児童が対象。保健師が訪問)を受けていない生後4箇月までの児童が対象 保育士(状況に応じて保健師等が同行する場合あり)が対象者宅を訪問し、育児不安に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行う。 訪問結果を踏まえ、要支援家庭に対する提供サービスの検討、及び関係機関との連携調整を行う。 状況に応じて、夜間訪問を行う場合あり。 	無						
32	ほっとタイムサポーター事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21~30	妊娠に伴う疾病で安静が必要な妊婦や出産直後で育児や家事が困難な産婦に、新生児の世話や家事援助、育児についての話し相手を行うサポーターを派遣し、育児疲労の軽減を図る、また、児童の養育について支援が必要である家庭に対してサポーター派遣を行うことにより当該家庭において安定した児童の養育を可能とすること等を目的とする。	生後6箇月まで(多胎の場合は生後1年まで)	困難	<ul style="list-style-type: none"> 利用にあたっては登録が必要 産前利用にあたっては医師の診断書等が必要(再登録により、産後の利用も可) サポーターは、保育士、保健師、厚木市子育てアドバイザー等が登録できる。 利用期間は、産前：出産予定日までの20時間まで、産後：生後6箇月までの20時間まで(多胎の場合は生後1年までの40時間まで)。利用時間は1日あたり9時から17時までの連続した2時間 利用者は利用時、サポーターに対し市が定めた利用料金(状況に応じて+交通費)を支払う。 利用者は市に対し、利用料金助成申請を行うことで、利用料金の1/3(生活保護受給世帯は全額)の助成を受けることができる。 	無						
33	「家庭の日」「子ども月間」普及啓発事業	こども育成課	行政主体		H21~30	機運醸成	0才~18才	すべて	<p>市子ども育成条例に規定</p> <p>①毎月第3水曜日を「家庭の日」に決め、家族みんなで過ごす日として普及、啓発しています。</p> <p>②毎年5月を「子ども月間」に決め、子育てについて地域の人たちに理解を深めてもらうため、様々な子育て関係のイベントを実施しています。</p>	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
34	子育て支援センター運営事業	こども部こども総務課	行政主体		H11~20	予防	乳幼児	すべて	市内に設置した子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が来所し、子育てに関する相談をしたり、子育て情報を得たり、ほかの親子と交流ができる場所として、指定管理で運営しています。社会福祉士、保育士を配置し、遊びを見守りながら、保護者からの相談に応じられるようにしています。保護者同士の交流や学びを目的としたイベントも定期的を開催しています。 開所日：月～土（祝日及び年末年始を除く） 開所時間：8：30～17：15	有				○		
35	つどいの広場事業	こども部こども総務課	行政主体		H11~20	予防	おおむね3歳未満	すべて	親子が気軽に集える、子育て相談ができる、子育て情報がある場所として、通称「こどもーる」を市内3か所に設置しています。子育てアドバイザーを2名（そのうち1名は、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、栄養士のいずれかの資格を有している）を配置し、遊びを見守りながら、保護者からの相談に応じられるようにしています。保護者同士の交流や学びを目的としたイベントも定期的を開催しています。 開所日や開所時間は、各施設で異なります。	有			○			
36	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	子ども部子ども育成課	行政主体		H11~20	機運醸成	不問	すべて	【内容】 国や県などの関係機関等との連携・ネットワーク形成を図りながら、働き方の見直しと多様な働き方の実現に向け、市民、事業者、それぞれの立場でのワーク・ライフ・バランスの理解を深める取組を進める。年1回、外部講師による市民向け・事業者向けの研修を実施。 【従事者】 WLBに関連する外部講師 【実施場所】 市役所内会議室等	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
37	地域育児センター事業	子ども部子ども育成課	地域と行政の協働		H以前	予防	未就学児	すべて	【内容】保育所の専門的機能を活用し、認可保育所において育児相談や園庭開放、三世代交流型支援など様々な子育て支援を実施。 【従事者】保育所職員 【実施場所】各保育所	有		○	○	○	学校法人	
38	乳幼児健康相談(すくすく健康相談)	子ども部子育て支援課母子保健係	行政主体		H11~20	予防	0才~就学前	すべて	【内容】公民館等において、専門職による乳幼児とその保護者に向けた健康相談を年間45回実施、うち6回は「子育てひろば」と同時開催。 【従事者】助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師、事務員 【実施場所】公民館5箇所、コミュニティセンター1箇所、保育園1箇所	無						
39	にこにこ♪子育て講座	子ども部子育て支援課	行政主体		H21~30	予防	0才~就学前	すべて	【内容】しつけの方法(コミュニケーションの基本や子どもの褒め方・叱り方等)を具体的に学び、練習をすることで、保護者の子育ての負担感を軽減していく。 年間基礎編5日(うち3日公民館事業と共催)、応用編2日実施 【従事者】保健師、保育士 【実施場所】公民館	有				○	社会教育課	
40	離乳食教室	子ども部子育て支援課母子保健係	行政主体		H元~10	予防	4~6か月児	すべて	【内容】離乳食を安心して始められるように、簡単な離乳食の作り方の紹介と試食を行う。年間12回開催のうち、5回は別室で開催している母親・父親学級に参加している妊婦さんとの交流の時間も確保している。 【従事者】栄養士、事務員、子育てサポーター 【開催場所】子育て支援センター	有				○		

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
41	乳児家庭全戸訪問事業	子ども部子育て支援課母子保健係	地域と行政の協働	民生委員児童委員協議会、子育てサポーター連絡会	H21~30	機運醸成	生後4か月児まで	すべて	【内容】生後4か月児までの乳児を対象に、第1子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については保健師や助産師が、第2子以降で乳児や保護者に特に問題のない家庭には民生委員児童委員と子育てサポーターが、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 【従事者】助産師、保健師、民生委員児童委員、子育てサポーター	有					○	民生委員児童委員協議会、子育てサポーター連絡会
42	乳幼児健康教育	子ども部子育て支援課母子保健係	行政主体		H21~30	予防	0才~未就学前	すべて	【内容】乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、医師等が公民館等に出向き、健康知識の普及や実技指導を行う。 例) アレルギー教室 【従事者】医師、保健師等 【実施場所】公民館	有	○			○		
43	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!” (BPプログラム)	保健福祉部子育て相談課	行政主体		H21~30	予防	生後2~5か月(第1子)	すべて	内容:BPプログラムは、カナダ生まれの親支援プログラム「Nobody's Perfect (完璧な親なんていない!)」(略称:NPプログラム)の10年余りの実践の中から日本で生まれた現在の日本の子育て現場に合った参加者中心型のプログラムです。初めて赤ちゃんを育てている母親と月齢の近い赤ちゃんたちが参加します。虐待は子どもの心の成長を損ないます。子ども虐待は、不安とストレスを抱えた母親がカプセル状態に置かれることが大きな原因のひとつであり、BPプログラムは、子育ての初期にそのような育児の環境を一変させ、不安とストレスを解消します。 従事者:市職員 実施場所:こどもセンター	有			○			
44	子育て講座(ケア)	保健福祉部子育て相談課	行政主体		H21~30	予防	2歳~12歳まで	すべて	内容:CAREとは、米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された、子どもと関わる大人のための心理教育的介入プログラムです。子どもとの間に、温かな関係を築き、関係を今よりもっと良好にし、子どもとの関わりがずっと楽になるスキルを体験的に学んでいきます。子どもとの絆を深めるプログラムとして、日本でも導入・実践されています。 従事者:有資格者講師、市職員 実施場所:こどもセンター	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
45	子育て講座 (NP)	保健福祉部 子育て相談課	行政主体		H21~30	予防	1歳~5歳	すべて	内容: Nobody's Perfect プログラムは、0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶものです。同年齢の子どもを持ち、共通の興味や関心をもつ人々と出会うことができる安心できる場を親に提供するプログラムです。 従事者: 有資格者講師、市職員 実施場所: こどもセンター	有					○	
46	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子ども未来部 子ども政策課	行政主体		H11~20	予防	主に0歳~2歳(未就学)	すべて	子育て家庭が抱える育児不安等の解消を図るため、相談指導や保護者や子供の交流の場の提供と保育所の地域育児センター事業への支援及び子育てサークル等への支援を行います。市内3カ所で実施。	有				○		
47	養育支援訪問事業	子ども未来部 子ども政策課	行政主体		H21~30	予防	0歳~18歳	困難	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業	有			○			
48	利用者支援事業 (特定型) ※保育コンシェルジュ	子ども未来部 保育課	行政主体		H21~30	予防	未就学	すべて	子育て世帯や妊娠している方が、保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う必要があります。	無						
49	利用者支援事業 (母子保健型)	健康部 健康づくり課	行政主体		H21~30	予防	0歳~乳幼児	すべて	保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施します。	無						
50	利用者支援事業 (基本型)	子ども未来部 子ども政策課	行政主体		令和元(H31)	つなぎ・連携	0歳~未就学	困難	育児に対する相談や多様な教育・保育や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て世帯が日常的に行ける場所で相談を行える。	有				○		

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
51	妊婦健康診査事業	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	妊婦	すべて	妊婦の健康診査を実施することによって流産の防止や母胎の異常の早期発見や予防を目指します。妊婦の健康管理を図るため、妊娠中に14回の健康診査費用の補助を実施します。	無						
52	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	4か月まで	すべて	児童福祉法第6条に定められ、市町村に努力義務が課されている事業。生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、継続支援が必要な家庭を適切にフォローします。	無						
53	子育て世代包括支援センター（ネウボラざまりん）	子ども未来部 子ども政策課	行政主体		H21～30	つなぎ・連携	主に妊娠期から子育て期	すべて	妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を実施することを目的とし、妊娠・出産・育児に関する各種サービスの提供や助言・指導・情報提供などを行います。	有	○					
54	妊婦相談	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	0歳	困難	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行います。	無						
55	育児相談	健康部 健康づくり課	行政主体			課題発見（認知）	乳幼児	すべて	市民健康センターを中心に市内5か所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	無						
56	児童相談	子ども未来部 子ども政策課	行政主体			予防	0歳～18歳	困難	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していきます。	無						
57	母親父親教室	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	妊婦	すべて	妊婦18～32週の妊産婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信をつけてもらうことを目的とします。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
58	離乳食育児教室「赤ちゃん教室」「もぐもぐ教室」	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	5か月～8か月	すべて	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	無						
59	親子相談	健康部 健康づくり課	行政主体			課題発見(認知)	未就学	困難	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す助言をします。	無						
60	乳幼児フォロー教室「わくわく教室」(1歳6か月児)「すくすく教室」(3歳6か月児)	健康部 健康づくり課	行政主体			課題発見(認知)	未就園、未就学	困難	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	無						
61	出生連絡票の受理	健康部 健康づくり課	行政主体			予防	0歳	すべて	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明、紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	無						
62	未熟児訪問指導・未熟児支援教室	健康部 健康づくり課	行政主体		H21～30	課題発見(認知)	乳幼児	困難	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療新生児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	無						
63	要保護児童対策協議会	子ども未来部 子ども政策課	地域と行政の協働			予防	妊娠期～18歳未満	困難	関係者・関係機関による市要保護児童対策協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行い、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。	有						○ 児童相談所や警察、子どもを取り巻く関係団体(母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関など)
64	母子父子自立支援員による相談	子ども未来部 育成課	行政主体			つなぎ・連携	0歳～18歳	困難	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労等のさまざまな分野の総合窓口として相談に対応します。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
65	子育て支援センター事業	福祉健康部子ども課	行政主体	(社) 青い鳥	H11～20	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携、機運醸成	0歳～就学前(上限は設けていないが、主に対象として就学前までの子ども)	すべて	親子(祖父母でもだれでも)で来所し、フリースペースで子どもを自由に遊ばせながら過ごす場所。専任の子育てアドバイザーが育児不安等についての相談指導や子育て情報の提供を行う。 ・フリースペースの提供(月～金 10:00～15:00) ・赤ちゃんひろば(満1歳未満 毎月第3月曜日10:00～11:30) ・育児不安などの相談や情報提供(電話または来所・開所日 9:00～16:30) ・子育てひろば(毎週水曜日 10:00～11:30) ・子育てひろば(毎週水曜日 13:30～15:00 第土曜日 10:00～11:30)	有				○		
66	乳児家庭全戸訪問事業	福祉健康部子ども課	行政主体	子ども課、健康づくり課	H21～30	予防	生後4ヶ月まで	すべて	赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に対して助産師、保健師または子育てアドバイザーが全戸訪問をする(無料、生後4ヶ月まで)。お子さんの成長発達の確認や、3ヶ月児健康診査の案内等をして、今後の子育てを応援していく。	無						
67	児童虐待防止対策事業	福祉健康部子ども課	行政主体		H11～20	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携、機運醸成	0歳～18歳妊婦	困難	要保護児童対策地域協議会により、関係機関が連携した虐待防止対策を行い、要支援の児童・家庭の早期発見、対応を行う。	有					○	児童相談所
68	養育支援訪問事業	福祉健康部子ども課	行政主体		H21～30	養育支援が必要な家庭に対し支援を行う。	0歳～18歳妊婦	困難	子どもの養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、訪問により家事及び育児等の支援や指導を行うことにより、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保することを目的とする。支援員の派遣によって家庭での養育支援を行う。	有					○	支援員として適している専門職を派遣

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
69	コミュニケーション力養成講座	健康こども部子育て支援課	行政主体		H21~30	予防	1才~2才	すべて	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、「生きる力」を育むため、他の人とうまく関わる力、目標に向かってがんばる力、感情をコントロールする力などの非認知能力を身につけ、良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力の向上を図る。 主 催 市子育て支援センター 講 師 桜美林大学 非常勤講師 梶谷久美子氏 実施場所 市保健福祉プラザ ※対象年齢の子の別室保育有り(子育て支援センター保育士担当)	無						
70	子育て支援センター事業	子育て健康課	行政主体		H11~20	予防	未就学	すべて	アットホームな雰囲気の中で、子育て中の親子が自由に遊び、交流できるひろばがあり、いつでも子育てアドバイザーに子育てに関する質問や相談をすることができる。ひろばでは、地域の子育て支援に関する情報を提供している。また、年に8回親子で楽しめるイベントを開催している。ひろばの利用時間は、9時から16時まで。	無						
71	ファミリー・サポート・センター事業	子育て健康課	行政主体		H元~10	機運醸成	生後3か月~小学6年生	困難	子育ての支援を受けたい方(依頼会員)と、子育ての支援をしたい方(支援会員)が登録し、子育ての相互援助をする会員組織。 保育所、幼稚園、学童保育、習い事などの送迎や、放課後等に子どもを預かってほしい時、保護者のリフレッシュのために子どもを預かってほしい時に、依頼会員の申し込み(登録)をし、その支援内容を受けて、支援会員が援助活動を実施する。活動時間は、原則6時から22時まで。	無						
72	児童相談事業	子育て健康課	行政主体		H11~20	課題発見(認知)	0歳から18歳未満	困難	子育てが思うようにいかない時、しつけのたびにイライラしてしまう時、自分の子どもなのに可愛いと思えない時、つい叩いたり怒鳴ったりしてしまう時など、様々な子育てに関する悩みに対し、相談専門スタッフが対応する。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
73	赤ちゃん健康相談	子育て健康課	行政主体		H元～10	予防	0歳～4歳	すべて	月1回、保健福祉センターで身長・体重の計測、母乳相談、発育、育て方・離乳食等の相談を保健師・助産師・管理栄養士が対応する。	無						
74	親子相談	子育て健康課	行政主体		H11～20	課題発見(認知)	乳幼児	困難	月に1回親と子どものための個別相談。臨床心理士が対応。	無						
75	子育て支援センター事業	子育て健康課	行政主体	①社会福祉法人 青い鳥(委託) ②社会福祉法人 西さがみ福祉会(補助)	H11～20	予防	未就学児	すべて	子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また地域における総合的な子育てを行う拠点(地域子育て支援拠点事業)。 【主な活動】 育児不安等についての相談指導及び援助事業、育児情報の収集及び提供、子育て支援関係機関・組織等への協力及び支援、子育て広場の開設、親子と一緒に食事ができるランチルームの開設等 【実施場所】 ①町創生推進拠点施設内 ②さくら保育園内	有			○			
76	子育て相談室のびのび(子育て世代包括支援センター)	子育て健康課	行政主体		H21～30	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携等	妊娠期から就学前	すべて	妊娠・出産・子育ての実情を把握し、各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する。 【従事者】 非常勤保健師1名、(他常勤保健師3名) 【実施場所】 子育て健康課内	有			○	○	医療機関	
77	親育ち支援プログラムの実施	教育委員会子ども・子育て支援室	その他	幼稚園保護者会	H21～30	予防	3歳～5歳	すべて	家庭教育学級のプログラムの一つとして幼稚園の保護者向けに子どもとのコミュニケーションのあり方、どならないことばがけのロールプレイ等を実施する。子ども・子育て支援室職員が講師となり実施。	無						
78	3歳児学級	教育委員会教育総務課	行政主体			予防	3歳	すべて	3歳児がいる保護者を対象に、これからの子育てに必要な知識を習得してもらうため、全5回の講座を開催した。	有				○	婦人会	

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
79	親子・子ども料理教室	保健福祉部保険健康課	行政主体			機運醸成	小学校1年生～6年生	すべて	夏休みや休日等を利用して食に関する正しい知識、マナー等を身につけ、食生活を実践していく力をつけていけるよう、関係機関や食生活改善推進団体等の協力のもと調理実習等の活動を行う。平成30年度2回開催。	有					○	
80	子育て家庭応援事業	福祉部子育て支援課	行政主体		H21～30	予防	18歳まで	困難	「児童福祉法」及び「児童の虐待の防止等に関する法律」の規定に基づき、支援を要するすべての子を視野に入れた総合的支援体制を整備し、児童福祉の向上を図るもの。 1 要保護児童対策地域協議会の運営 2 乳幼児家庭全戸訪問事業(乳幼児への訪問指導等を通じ、乳幼児の健やかな発育支援を図る) 3 養育支援訪問事業(保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等の対応を図る。また、産後うつ等により家事が行えない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事援助を実施) 4 子育て支援講座の実施(育児プログラムを用いた効果的なしつけ方法等の紹介や、親子のふれあいプログラムを通じた子育てスキルの向上支援等を通じて、家庭における育児力の向上を図る) 5 児童虐待防止対策強化のための人材育成の実施	有	○					
81	産後ケア事業	福祉部子育て支援課	行政主体		H21～30	予防	1歳以下	困難	産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、母親の心身のケアや育児能力の向上、日常生活サポートのための助言または指導を行う専門家を派遣し、子育て世代の安心感醸成し育児能力の向上、産後うつ・虐待防止を図ることを目的とした支援。	有	○					

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先						
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他	
82	子育て支援センター等運営事業	福祉部子育て支援課	行政主体		H11~20	機運醸成	就学前	すべて	少子化・核家族化に伴う育児不安解消及び育児支援を図る。また、同世代の親子が交流できる機会の充実を図る。 幼児学園(子育てサロン) 保育園(子育てサロン) 幼児学園(子育て支援センター)	有						○	民生委員 児童委員
83	子育て世代地域包括支援事業	福祉部子育て支援課	行政主体		R1(H31)	予防	18歳まで	すべて	妊娠前から子育て期の全児童と家庭に対し、広く支援を周知・波及させるため、支援調整、情報提示を展開する機関として設置。 個別支援計画の作成と付帯する直接支援のほか、互助共助体制の構築に向けた家庭養育力向上講座の開催やサービスの開発・開拓に取り組む。 併せて子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、リスクの高い家庭の相談、支援を行い児童虐待を防ぐもの。	有						○	